

「青森県工事材料事前審査要領」新旧対照表

1 / 1

現 行		改 定 後	
第 4 条	(申請書等) 申請書の様式、提出部数及び提出先等は下記のとおりとする。 (1) 申請書類 ① 土木工事における工事材料事前審査申請書（以下、「申請書」という。）（様式－1（甲）、様式－1（乙）、様式－2） ② 添付資料 試験成績表等 なお、申請書及び添付資料の大きさは、原則としてA4とする。 申請書添付資料等については、青森県工事材料事前審査要領の運用による。 (2) 提出部数 申請書2部 添付資料1部 (3) 提出先 青森県総務部工事検査課（東青地域に所在する材料製造工場に係る申請にあつては工事検査課本庁、それ以外の工場にあつては、当該工場が所在する管内を所管する工事検査課駐在）。 (4) 見 本 申請書類提出時は、見本の提出は要しないものとする。	第 4 条	(申請書等) 申請書の様式、提出部数及び提出先等は下記のとおりとする。 (1) 申請書類 ① 土木工事における工事材料事前審査申請書（以下、「申請書」という。）（様式－1（甲）、様式－1（乙）、様式－2） ② 添付資料 試験成績表等 なお、申請書及び添付資料の大きさは、原則としてA4とする。 申請書添付資料等については、青森県工事材料事前審査要領の運用による。 (2) 提出部数 申請書1部 添付資料1部 (3) 提出先 青森県総務部工事検査課（東青地域に所在する材料製造工場に係る申請にあつては工事検査課本庁、それ以外の工場にあつては、当該工場が所在する管内を所管する工事検査課駐在）。 (4) 見 本 申請書類提出時は、見本の提出は要しないものとする。
附 則	この要領は、一部改定し令和3年4月1日から施行する。	附 則	この要領は、一部改定し令和4年4月1日から施行する。